

人材情報提供事業実施要領

沖縄県女性人材リスト整備事業実施要領の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、県内外の各分野で活躍している女性に関する情報を収集、登録し、県、市町村等に提供することにより、各種審議会等への女性の登用促進や、諸活動への女性の参画の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、県とする。

(情報登録対象者)

第3条 情報登録対象者は、県出身者あるいは県内に在住する女性で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 審議会等の委員又は委員であった者
- (2) 専門分野において識見を有する者
- (3) 専門的資格を有し、顕著な活動実績のある者
- (4) 勤務先又は諸団体において活躍している者
- (5) その他第1条の目的のために県が掲載することが適当であると認める者

(対象者の把握方法)

第4条 文献、新聞等からの情報収集、個人からの応募のほか、次の各号に掲げる者から推薦を受け、対象者を把握する。

- (1) 庁内各課長
- (2) 県内に所在する国の出先機関の長
- (3) 市町村長
- (4) 大学、短大等の教育機関の長
- (5) 女性団体の代表者及び各種団体の代表者
- (6) 企業等の代表者

(人材の調査)

第5条 前条で把握した対象者に対して、人材情報調査票（第1号様式。以下「調査票」という。）の記入を依頼するとともに、情報提供の方法及び範囲について承諾を得る。

2 3年ごとを目途に、新規推薦を得るとともに、登録者に対して情報の加除を依頼する。

(人材情報の管理)

第6条 人材情報の管理を行う者(以下、「管理者」という。)は、平和援護・男女参画課長とし、この管理にあたっては、沖縄県個人情報保護条例に基づき適切に管理するものとする。

(人材情報の提供)

第7条 管理者は、調査票を受理した者の情報のなかから、承諾を得た情報を沖縄県ホームページに掲載して情報提供するものとする。

2 ホームページに情報を掲載された者(以下「登録者」という。)について、掲載以外の情報を第1条の目的のために受けようとする者は、人材情報提供依頼書(第2号様式)を管理者に提出するものとする。

ただし、直接、管理者に提供を申し出た場合は、管理者、若しくは管理者が指定した者の立ち会いの下で、閲覧できるものとする。

3 情報の提供を受けた者は、第1条の目的以外に利用してはならない。

(登録内容の変更、取消し)

第8条 登録者は、提出した調査票の内容に変更が生じた場合、又は取り消しを希望する場合は、人材情報変更届(第3号様式。以下「変更届」という。)を提出するものとする。

2 管理者は、登録者から変更届の提出がなくても、登録内容の変更又は取り消しの確認ができる場合は、登録内容の変更を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月26日から適用する。

ただし、第7条第1項の規定にかかわらず、人材情報を沖縄県ホームページに掲載するまでの間の人材情報の提供については、なお従前の例による。

この要領は、平成29年9月21日から適用する。